風水害等災害対策計画　新旧対照表　　資料２

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	第１編　総則	**第１編　総則**	
	第１章　計画の目的	**第１章　計画の目的**	
	第４節　災害の想定	**第４節　災害の想定**	
2	（略） １　想定した主な災害 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。 （１）台風による災害 （２）高潮による災害 （３）集中豪雨等異常気象による災害 （４）大規模な火災 （５）危険物の爆発等による災害 （６）可燃性ガスの拡散 （７）有毒性ガスの拡散 （追加） （８）航空機事故による災害 （追加） （９）その他の特殊災害	（略） １　想定した主な災害 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。 （１）台風による災害 （２）高潮による災害 （３）集中豪雨等異常気象による災害 （４）大規模な火災 （５）危険物の爆発等による災害 （６）可燃性ガスの拡散 （７）有毒性ガスの拡散 （８）船舶事故及び海上への油排出等 （９）航空機事故による災害 （10）鉄道事故による災害 （11）道路事故による災害 （12）その他の特殊災害	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	**第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱**	
	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	**第２節　処理すべき事務又は業務の大綱**	
6	３　県 （略） （３）名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。	３　県 （略） （３）名古屋地方気象台と共同してレベル４土砂災害危険警報を発表する。	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
	第２編　災害予防	**第２編　災害予防**	
	第２章　水害予防対策	**第２章　水害予防対策**	
	第３節　浸水想定区域における対策（防災課・土木管理課・水循環管理課）	**第３節　浸水想定区域における対策（防災課・土木管理課・水循環管理課）**	
16	本町には２級河川が７、準用河川が６、普通河川が 26 あるが、近年、河川の流域における宅地の造成等の開発に伴う保水機能の低下により、河川への流出が増加する傾向にあるため、平常から河川を巡視	本町には２級河川が７、準用河川が５、普通河川が 26 あるが、近年、河川の流域における宅地の造成等の開発に伴う保水機能の低下により、河川への流出が増加する傾向にあるため、平常から河川を巡視し	表記の修正

風水害等災害対策計画　新旧対照表　　**資料２**

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	して状況を把握し、洪水等による災害を防止するため危険箇所の改修を図る。	て状況を把握し、洪水等による災害を防止するため危険箇所の改修を図る。	
	第５節　農地防災対策（土木管理課）	**第５節　農地防災対策（土木管理課）**	
18	２　ため池等整備事業 （略） 近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成 21 年３月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定された「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。	２　ため池等整備事業 （略） 近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、令和３年３月に愛知県が策定した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に沿って整備改修を図る。	表記の修正
	第３章　土砂災害等予防対策	**第３章　土砂災害等予防対策**	
	第２節　土砂災害の防止（防災課・ふくし課・障がい福祉課・都市整備課・建築施設課・土木管理課）	**第２節　土砂災害の防止（防災課・ふくし課・障がい福祉課・都市整備課・建築施設課・土木管理課）**	
19	（１）　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （略） （ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（追加）	（１）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （略） （ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対するレベル４土砂災害危険警報の伝達方法等）	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
20	（略） ウ　町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。 （２）　ハザードマップの作成及び周知 （略） ◆附属資料７「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆附属資料８「急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」	（略） ウ　町は、レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。 （２）ハザードマップの作成及び周知 （略） ◆附属資料７「（削除）土砂災害警戒区域等の定義」 ◆附属資料 ８「（削除）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」	表記の修正
	第４節　地盤災害対策（土木管理課）	**第４節　地盤災害対策（土木管理課）**	
20	傾斜地の崩壊に対する防災工事を施工しても、自然の破壊力の大きさを考えると万全とはいえないため、人命、財産に被害を及ぼす危険がある箇所については、平常時からの巡視を行い、災害発生の防止、軽減に努める。 本町においては（追加）急傾斜地崩壊の対策箇所が 11 箇所あり、特に４箇所は県が危険区域の指定をしている。なお、山腹崩壊の危険	傾斜地の崩壊に対する防災工事を施工しても、自然の破壊力の大きさを考えると万全とはいえないため、人命、財産に被害を及ぼす危険がある箇所については、平常時からの巡視を行い、災害発生の防止、軽減に努める。 本町においては県が急傾斜地崩壊危険区域を４箇所指定している。	表記の修正

風水害等災害対策計画　新旧対照表　　**資料２**

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	地区は６地区ある。 ◆附属資料７「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆附属資料８「急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」	◆附属資料７「（削除）土砂災害警戒区域等の定義」 ◆附属資料８「（削除）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」	
	第５節　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策（防災課・土木管理課）	**第５節　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策（防災課・土木管理課）**	
20	（略） ２　連絡体制の確立 町は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 （略） ６　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。 （略） （２）訓練の実施	（略） ２　連絡体制の確立 町は施設の管理者に対して、レベル４土砂災害危険警報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 （略） ６　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。 （略） （２）訓練の実施	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
21	（略） ◆附属資料７「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆附属資料９「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」	（略） ◆附属資料７「（削除）土砂災害警戒区域等の定義」 ◆附属資料９「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」	表記の修正
	第６節　宅地造成等の規制誘導（防災課・建築施設課）	**第６節　宅地造成等の規制誘導（防災課・建築施設課）**	
21	（略） ２　造成宅地防災区域 町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。 （追加）	（略） ２　造成宅地防災区域 町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。 ※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第８章　都市の防災性の向上	**第８章　都市の防災性の向上**	
	第４節　市街地の面的な整備・改善（都市デザイン課・建築施設課・土木管理課）	**第４節　市街地の面的な整備・改善（都市デザイン課・建築施設課・土木管理課）**	
33	（略） ２　災害対策等に関する土地利用規制 （１）災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることによ	（略） ２　災害危険区域の指定 （削除） 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	り、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 ※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 （２）宅地造成等の規制 宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれのある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。 なお、宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行う場合は、原則として知事の許可が必要となる。 ◆附属資料 12「宅地造成工事規制区域」	被害の未然防止あるいは軽減を図る。 ※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 （削除） （削除）	
	第９章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	**第９章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備**	
38	**（追加）**	**第９節　遺体の処理に係る事前対策（住民課）**	
38	（追加）	町は、大規模災害時に備え、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を遺体安置所としてあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
38	**第９節　応急仮設住宅の設置に係る事前対策（建築施設課）**	**第 10 節　応急仮設住宅の設置に係る事前対策（建築施設課）**	表記の修正
38	**第 10 節　災害廃棄物処理に係る事前対策（環境課・社会福祉協議会）**	**第 11 節　災害廃棄物処理に係る事前対策（環境課・社会福祉協議会）**	表記の修正
39	**第 11 節　事前復興まちづくり（政策課・防災課・商工農政課・都市デザイン課）**	**第 12 節　事前復興まちづくり（政策課・防災課・商工農政課・都市デザイン課）**	表記の修正
39	**第 12 節　罹災証明書の発行体制の整備（税務課・建築施設課）**	**第 13 節　罹災証明書の発行体制の整備（税務課・建築施設課）**	表記の修正
39	**第 13 節　被災者支援業務の迅速化・効率化（防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・建築施設課）**	**第 14 節　被災者支援業務の迅速化・効率化（防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・建築施設課）**	表記の修正
	第 10 章　避難行動の促進対策	**第 10 章　避難行動の促進対策**	
	第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（防災課・水循環管理課・土木管理課）	**第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（防災課・水循環管理課・土木管理課）**	
41	１　マニュアルの作成 （略） （２）収集できる情報として次の情報を踏まえること。 （略） エ　土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報 （略）	１　マニュアルの作成 （略） （２）収集できる情報として次の情報を踏まえること。 （略） エ　（削除）土砂キキクル（削除）、土砂災害危険度情報 （略）	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
42	（７）避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア　避難指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報	（７）避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア　避難指示等を発令する基準は、災害の発生状況又は切迫度を客観的に判断できるよう、あらかじめ具体的・客観的な内容と	愛知県地域防災計画の

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
42	及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 （略） ウ　土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに[警戒レベル５]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。 エ　高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。	して設定するよう努める。この際、警戒レベル相当情報を主な判断材料とし、あわせて、降水量や水防警報の発表等の関連情報を総合的に勘案して、避難を要する区域及び発令の時期を判断するものとする。 （略） ウ　土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、レベル４土砂災害危険警報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、土砂災害の発生が確認された場合や、レベル５土砂災害特別警報が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに[警戒レベル５]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。 エ　高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、レベル４高潮危険警報等の予想最高潮位等に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。	修正を踏まえた修正 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
	第４節　避難誘導等に係る計画の策定（政策課・防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課）	**第４節　避難誘導等に係る計画の策定（政策課・防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課）**	
43	（略） １　避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 （追加） （１）　避難情報を行う基準及び伝達方法 （２）緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れ	（略） １　避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 （１）　避難情報を行う基準及び伝達方法 （２）緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画　新旧対照表　　資料２

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	る方策について定めるよう努めるものとする。 （３）緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法	（削除） （３）緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法	
	第 11 章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	**第 11 章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策**	
	第２節　要配慮者支援対策（防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課・社会福祉協議会）	**第２節　要配慮者支援対策（防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課・社会福祉協議会）**	
51	３　避難行動要支援者対策 （略） （10）個別避難計画の作成等 （略） イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 （略） また、町は、当該町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。	３　避難行動要支援者対策 （略） （10）個別避難計画の作成等 （略） イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 （略） また、町は（削除）避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。	表記の修正
52	（略） ４　外国人等に対する対策 （略） （６）災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 （追加）	（略） ４　外国人等に対する対策 （略） （６）災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 （７）災害時に外国人の被災状況等の情報収集や多言語による情報提供を行う部署及び対応方法をあらかじめ定めるものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第３編　災害応急対策	**第３編　災害応急対策**	
	第１章　活動態勢（組織の動員配備）	**第１章　活動態勢（組織の動員配備）**	
	第２節　災害対策本部の設置・運営（各課等）	**第２節　災害対策本部の設置・運営（各課等）**	
64	（略） １　災害対策本部の設置 （略） （１）次の気象予警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表され、町長が必要と認めたとき。 ア　大雨警報 イ　暴風警報 ウ　洪水警報	（略） １　災害対策本部の設置 （略） （１）次の気象予警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表され、町長が必要と認めたとき。 ア　レベル３大雨警報 イ　暴風警報 ウ　レベル３氾濫警報	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
68	エ　高潮警報 （追加） （追加） （２）　震度５弱以上の地震が発生したとき。 （３）　東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。 ２　組織及び活動体制 ［災害対策本部の所掌事務］ インフラ整備部 部長 インフラ整備 部長 ／ 土木班（建設企画課、土木管理課） 班長 土木管理課長 ／ 1　水防に関すること。 2　樋門操作に関すること。 3　道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4　急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5　緊急輸送道路の確保に関すること。 6　緊急の交通安全対策に関すること。 7　排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 8　排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。	エ　レベル３高潮警報 オ　レベル３土砂災害警報 カ　暴風雪警報 （２）　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されたとき。 （３）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ２　組織及び活動体制 ［災害対策本部の所掌事務］ インフラ整備部 部長 インフラ整備 部長 ／ 土木班（建設企画課、土木管理課） 班長 土木管理課長 ／ 1　水防に関すること。 2　樋門操作に関すること。 3　道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5　緊急輸送道路の確保に関すること。 6　緊急の交通安全対策に関すること。 7　排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 8　排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正 表記の修正
	第３節　非常配備（各課等）	**第３節　非常配備（各課等）**	
	２　非常配備の基準 （１）非常配備時期及び非常配備員 （略） ［非常配備の基準］	２　非常配備の基準 （１）非常配備時期及び非常配備員 （略） ［非常配備の基準］	

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
72	区分：警戒配備 指令又は解除の時期： <指令の時期> 1　次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （1）大雨注意報 （2）洪水注意報 （3）高潮注意報 （追加） 2　伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したとき <解除の時期> 1　災害が発生するおそれがなくなったとき。 2　災害応急対策がおおむね完了したとき。 非常配備すべき人員（災害対策本部設置）：防災課職員	区分：警戒配備 指令又は解除の時期： <指令の時期> 1　次の注意報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （1）レベル２大雨注意報 （2）レベル２氾濫注意報（境川または逢妻川） （3）レベル２高潮注意報 （4）レベル２土砂災害注意報 2　伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したとき <解除の時期> 1　災害が発生するおそれがなくなったとき。 2　災害応急対策がおおむね完了したとき。 非常配備すべき人員（災害対策本部設置）：防災課職員	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
73	区分：第１非常配備 指令又は解除の時期： <指令の時期> 1　災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （1）大雨警報 （2）暴風警報 （3）洪水警報 （4）高潮警報 （追加） （5）暴風雪警報 2　伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3　町内河川の水位表示板で、堤防高から－1.10m（須賀川にあっては、－1.22m）を越えたとき。 4　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されとき。 （追加） 5　その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。 6　その他の状況により町長が必要と認めたとき。 <解除の時期> 1　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2　災害応急対策がおおむね完了したとき。 非常配備すべき人員：あらかじめ町長が指名する職員及び防災課職員（災害対策本部設置）	区分：第１非常配備 指令又は解除の時期： <指令の時期> 1　災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （1）レベル３大雨警報 （2）暴風警報 （3）レベル３氾濫警報（境川または逢妻川） （4）レベル３高潮警報 （5）レベル３土砂災害警報 （6）暴風雪警報 2　伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3　町内河川の水位表示板で、堤防高から－1.10m（須賀川にあっては、－1.22m）を越えたとき。 4　町又は町の隣接市町において震度４の地震が発生したときで、町内において被害が報告されとき。 5　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 6　その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。 7　その他の状況により町長が必要と認めたとき。 <解除の時期> 1　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2　災害応急対策がおおむね完了したとき。 非常配備すべき人員：あらかじめ町長が指名する職員及び防災課職員（災害対策本部設置）	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画　新旧対照表　　**資料２**

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
73	第２非常配備 <指令の時期> １　上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 （追加） ２　町又は町の隣接市町において震度５弱の地震が発生したとき。 （追加） ３　「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。 ４　災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。 ５　その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 ６　境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 ７　町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあっては、－0.72m）を越えたとき。 <解除の時期> １　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 ２　災害応急対策がおおむね完了したとき。 あらかじめ町長の指名する職員（第１非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員 （災害対策本部設置）	第２非常配備 <指令の時期> １　上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 ２　次の危険警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （１）　レベル４大雨危険警報 （２）　レベル４氾濫危険警報（境川または逢妻川） （３）　レベル４高潮危険警報 （４）　レベル４土砂災害危険警報 ３　町又は町の隣接市町において震度５弱または５強の地震が発生したとき。 ４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）が発表されたとき ５　「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。 ６　災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。 ７　その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 ８　町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあっては、－0.72m）を越えたとき。 <解除の時期> １　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 ２　災害応急対策がおおむね完了したとき。 あらかじめ町長の指名する職員（第１非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員 （災害対策本部設置）	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
74	第３非常配備 <指令の時期> １　町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 ２　境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 ３　町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 （追加） ４　町又は町の隣接市町において震度５強以上の地震が発生したとき。 ５　特別警報が発表されたとき。 <解除の時期> １　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 ２　第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 職員全員 （災害対策本部設置）	第３非常配備 <指令の時期> １　町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 （削除） （削除） ２　次の特別警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （１）　レベル５大雨特別警報 （２）　暴風特別警報 （３）　レベル５氾濫特別警報（境川または逢妻川） （４）　レベル５高潮特別警報 （５）　レベル５土砂災害特別警報 （６）　暴風雪特別警報 ３　町又は町の隣接市町において震度６弱以上の地震が発生したとき。 （削除） <解除の時期> １　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 ２　第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 職員全員 （災害対策本部設置）	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第２章　避難行動	**第２章　避難行動**	
	第１節　気象警報等の発表、伝達（政策課・ＤＸ課・防災課）	**第１節　気象警報等の発表、伝達（政策課・ＤＸ課・防災課）**	
	（略）	（略）	

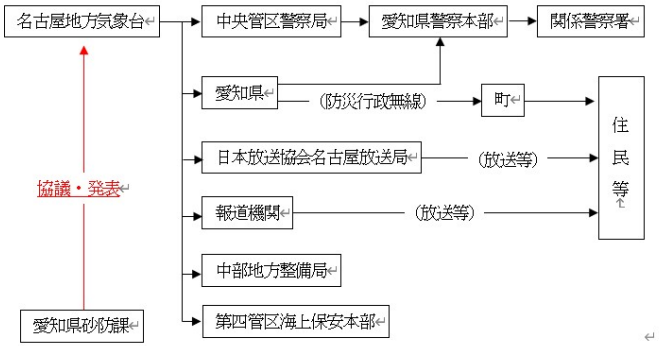
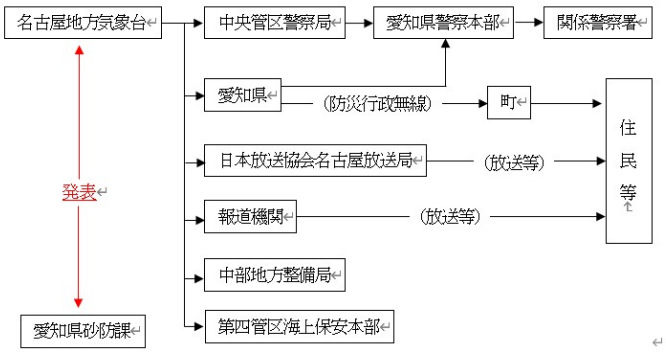
風水害等災害対策計画　新旧対照表　　**資料２**

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（2026 年３月修正）</th><th>修正（2026 年 10 月修正）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>76</td><td>２　気象予報警報等
（１）　気象予報警報等の種類と発表基準
（略）
［気象予報警報等の種類］
<table><tr><th colspan="2">種　類</th><th colspan="2">発　表　基　準</th></tr><tr><td rowspan="5">特別警報</td><td>暴風特別警報</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>高潮になると予想される場合
（追加）</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>高波になると予想される場合</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr></table></td><td>２　気象予報警報等
（１）　気象予報警報等の種類と発表基準
（略）
［気象予報警報等の種類］
<table><tr><th colspan="2">種　類</th><th colspan="3">発　表　基　準</th></tr><tr><td rowspan="6">特別警報</td><td>暴風特別警報</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td></tr><tr><td>レベル５
高潮特別警報</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
<table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>警報基準（潮位m）</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>3.8</td></tr></table></td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td colspan="3">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td></tr></table></td><td>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</td></tr>
<tr><td>76
77</td><td><table><tr><td rowspan="3">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr></table></td><td><table><tr><td rowspan="3">特別警報</td><td>レベル５
大雨特別警報</td><td>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間あたり 30 mm 以上）がさらに降り続くと予想される場合。
① 表面雨量指数として定める基準値以上となる１km格子が、概ね 30 格子以上まとまって出現。
② 流域雨量指数として定める基準値以上となる１km格子が、概ね 20 格子以上まとまって出現。</td></tr><tr><td>レベル５
土砂災害特別警報</td><td>台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合。</td></tr><tr><td>レベル５
氾濫特別警報</td><td>台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合。
<table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>洪水予報河川
基準水位観測所</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>境川水系
境川［泉田］
逢妻川［一ツ木逢妻川］</td></tr></table></td></tr></table></td><td>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	（追加） （追加）　（追加） （追加）　（追加） （追加）　（追加） （追加）　（追加）	危険警報 レベル４ 高潮危険警報 水位または潮位が、以下の基準値に到達することが予想される場合。 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね６時間前までに発表） 市町村等をまとめた地域／市町名／警報基準（潮位m） 知多地域／東浦町／3.6 レベル４ 大雨危険警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 市町村等をまとめた地域／市町名／表面雨量指数基準／流域雨量指数基準 知多地域／東浦町／33／五ヶ村川流域＝21.8 明徳寺川流域＝9.8 石ヶ瀬川流域＝19.8 を超えると予想される場合。 レベル４ 土砂災害危険警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である場合。 レベル４ 氾濫危険警報 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合。 市町村等をまとめた地域／市町名／洪水予報河川 基準水位観測所 知多地域／東浦町／境川水系 境川［泉田］ 逢妻川［一ツ木逢妻川］	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（2026 年３月修正）</th><th>修正（2026 年 10 月修正）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>77</td><td>
警報
大雨警報
大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>22</td><td>177</td><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合。
（追加）
（追加）
洪水警報
洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>五ヶ村川流域＝21
明徳寺川流域＝8.8
石ヶ瀬川流域＝13.4</td><td>五ヶ村川
流域＝（12、17.9）
石ヶ瀬川
流域＝（12,12）</td><td>愛知県境川水系境川・逢妻川［泉田・一ツ木逢妻川］</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合。
高潮警報
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>警報基準（潮位m）</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>3.2</td></tr>
</table>
</td><td>
警報
レベル３
大雨警報
大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>表面雨量指数基準</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>22</td><td>五ヶ村川流域＝19.8
明徳寺川流域＝8.9
石ヶ瀬川流域＝18</td><td>石ヶ瀬川流域＝（12,17.8）</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合。
レベル３
土砂災害警報
大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
レベル３
氾濫警報
洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>洪水予報河川
基準水位観測所</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>境川水系
境川［泉田］
逢妻川［一ツ木逢妻川］</td></tr>
</table>
レベル３
高潮警報
水位または潮位が、レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合。
（基準値に到達することが予想される場合に、概ね 12 時間前までに発表）
</td><td>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</td></tr>
<tr><td>77</td><td>
注意報
大雨注意報
大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>16</td><td>125</td><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合。
（追加）
（追加）
洪水注意報
洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。おおむね次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>五ヶ村川
流域＝14.7
明徳寺川
流域＝7
石ヶ瀬川
流域＝10.6</td><td>五ヶ村川
流域＝（8、14.7）
明徳寺川
流域＝（8、7）
石ヶ瀬川
流域＝（8,10.6）</td><td>愛知県
境川水系　境川・逢妻川［泉田・一ツ木逢妻川］</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合。
</td><td>
注意報
レベル２
大雨注意報
大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>表面雨量指数基準</td><td>（削除）</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>16</td><td>（削除）</td><td>五ヶ村川流域＝13.9
明徳寺川流域＝7.1
石ヶ瀬川流域＝14.4</td><td>明徳寺川流域＝（8,7.1）
石ヶ瀬川流域＝（12,11.5）</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合。
レベル２
土砂災害注意報
大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
レベル２
氾濫注意報
洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
<table>
<tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>洪水予報河川
基準水位観測所</td></tr>
<tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>境川水系
境川［泉田］
逢妻川［一ツ木逢妻川］</td></tr>
</table>
</td><td>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</td></tr>
<tr><td>78</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	<table><tr><td>高潮注意報</td><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>注意報基準（潮位m）</td></tr><tr><td></td><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>1.6</td></tr></table>	<table><tr><td>レベル２ 高潮注意報</td><td>水位または潮位が、レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合。 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね 18 時間前までに発表）</td></tr></table>	
78	３　気象、水象に関する特別警報・警報等 （追加）気象、水象に関する特別警報・警報等 （略） （２）洪水予報 洪水予報は、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水	３　気象、水象に関する特別警報・警報等 （１）気象、水象に関する特別警報・警報等 （略） （２）洪水予報 洪水予報は、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水	
81	のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報[洪水]）、	のおそれがあると認められるとき（レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）、レベル３氾濫警報（警戒レベル３相当情報）、レベル	
82	氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[洪水]）及び氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）に、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。	４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）及びレベル５氾濫特別警報／レベル５氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報））に、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。	
	（略） （４）水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報） 知事が通知する水位周知海岸 （高潮氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［高潮］）） （略）	（略） （４）水位周知海岸の水位情報（レベル５高潮氾濫発生情報） 知事が通知する水位周知海岸 （レベル５高潮氾濫発生情報） （略）	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
84	（５）土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]） 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。	（５）土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡するとともに一般に周知する。なお、土砂災害警戒情報は気象業務法に基づく警報の一種として「レベル４土砂災害危険警報」の名称で発表する。	
85	（追加） （略）	（略）	

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
85	 (注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。	 (注) 土砂災害警戒情報は気象業務法に基づく警報の一種として「レベル４土砂災害危険警報」の名称で発表・伝達する。	表記の修正 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
	第２節　避難情報（政策課・ＤＸ課・防災課・土木管理課）	**第２節　避難情報（政策課・ＤＸ課・防災課・土木管理課）**	
86 86	１　実施責任者 （１）　町長（すべての災害の場合） （略） ウ　［警戒レベル４］避難指示 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な　［警戒レベル４］避難指示を発令するものとする。 （略） エ　［警戒レベル３］高齢者等避難 （略） なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。 （追加）	１　実施責任者 （１）　町長（すべての災害の場合） （略） ウ　［警戒レベル４］避難指示 レベル４危険警報の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な　［警戒レベル４］避難指示を発令するものとする。 （略） エ　［警戒レベル３］高齢者等避難 （略） なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。 ※「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及び避難を支援する者のこと。	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第３節　住民等の避難誘導等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保	**第３節　住民等の避難誘導等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保**	

風水害等災害対策計画　新旧対照表　　資料２

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	険医療課・住民自治課）	**険医療課・住民自治課）**	
90	１　住民等の避難誘導等 （略） （３）避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。 （略）	１　住民等の避難誘導等 （略） （３）避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員、児童委員及び地域住民と連携して行うものとする。 （略）	表記の修正
90	２　避難行動要支援者の支援 （１）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。	２　避難行動要支援者の支援 （１）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員及び児童委員の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。	表記の修正
	第３章　災害情報の収集・伝達・広報	**第３章　災害情報の収集・伝達・広報**	
	第３節　広報（政策課・ＤＸ課・防災課・住民自治課）	**第３節　広報（政策課・ＤＸ課・防災課・住民自治課）**	
103	（略） ２　各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、（略） （１）　広報の手段 （略） エ　Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供	（略） ２　各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、（略） （２）　広報の手段 （略） エ　Web サイト掲載、町公式 LINE 及び町公式Ｘなどのソーシャルメディアによる情報提供	表記の修正
	第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策	**第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策**	
116	基本方針 ○　医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 （略）	基本方針 ○　医療救護については、災害医療コーディネーター、小児周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 （略）	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第 12 章　遺体の取扱い	**第 12 章　遺体の取扱い**	
	第２節　遺体の処理（住民課）	**第２節　遺体の処理（住民課）**	
142	１　遺体の処理 （１）遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）	１　遺体の処理 （１）遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（削除）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調	愛知県地域防災計画の修正を踏ま

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくように努めるものとする。	達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 （削除）	えた修正
	第 22 章　学校等における対策	**第 22 章　学校等における対策**	
171	**（追加）**	**第６節　児童生徒の心のケア（教育課）**	表記の追加
171	（追加）	災害発生または避難生活により、強い心理的ショックを受けた児童生徒が、安定した学校生活を送ることができるようスクールカウンセラーの確保に努め、カウンセリングや家庭訪問等を実施する。	表記の追加
	第４編　災害復旧・復興	**第４編　災害復旧・復興**	
	第２章　公共施設等災害復旧対策	**第２章　公共施設等災害復旧対策**	
	第１節　公共施設災害復旧事業（各課等）	**第１節　公共施設災害復旧事業（各課等）**	
177	（略） ３　重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行 重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町からの要請により国が代行して実施することができる。	（略） ３　指定区間外の国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の災害復旧事業の代行 指定区間外の国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町からの要請により国が県、道路公社又は町に代わって災害復旧を実施することができる。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正